## 本学教員による研究活動における不正行為について

2021 年 11 月 30 日 関西大学

#### 1 経緯・概要

(1) 発覚の時期及び契機、調査に至った経緯等

2021年3月9日、本学教員の単著論文について、盗用の疑いがある旨の告発が受付窓口に対して匿名であった。

「研究活動における不正行為に関する取扱規程(以下「取扱規程」という。)」に基づき、 予備調査を行った結果、研究活動不正防止最高責任者(学長)が本調査を行うことを決定 した。

## 2 調査

(1) 調査体制

「取扱規程」第 17 条に基づき、研究活動不正本調査委員会(学内委員 1 名、学外委員 2 名 (有識者・弁護士)) を設置し、調査を実施した。

- ·副学長(研究推進担当) 山本 秀樹
- ・学外有識者(近畿大学名誉教授) 増田 大三
- ・弁護士(上原綜合法律事務所) 奥野 祐希
- (2) 調査期間

2021年4月26日~9月17日

(3) 調査対象論文

当該教員論文1編(2020年発刊)

(4) 調査方法

調査対象論文と先行論文の異同を、書面及び剽窃チェックツールを用いて比較検討し、 あわせて先行論文の著者に対する対面による聞き取り及び当該教員からの弁明(対面によ る聞き取り及び資料提出)の機会を設けた。

# 3 調査結果

(1) 不正の種別

盗用

(2) 不正等に関与した研究者

本学教授(60歳代)男性

(3) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

ア. 不正行為(盗用)の認定について

本件告発の内容は、当該教員が発表した調査対象論文の内容が、当該教員が主査を務めた先行論文(本学大学院修了生(以下「先行論文著者」という。)の修士論文)の内容と酷似しているというものであった。

両者の同一性を確認したところ、調査対象論文の70%が、先行論文の表現と同一であることが判明した。

この点、調査対象論文では、先行論文については全く触れられておらず、「適切な表示なく流用した」ことは明らかであり、「取扱規程」第4条第1項第3号の「盗用」にあたると認定した。

## イ. 故意性の有無について

故意か否かについて、当該教員は、本調査委員会からのヒアリングに対し、原稿作成の段階では、先行論文の著者との共同研究の成果である旨、注記をしていたが、最終段階で消したと述べている。

この点、少なくとも、当該教員の弁明を前提としても、最終段階では、当該教員の自らの意思で、上記の注記を消している。

このときの当該教員の認識としては、本来であれば、少なくとも先行論文著者との 共著とすべきであり、それが叶わない場合であっても、先行論文を基にしていることを 適切に表示すべきであったことは認めており、そのような対応が必要であったこと自体 は理解していたのであるから、あえて上記の注記を消した上で、単著として調査対象 論文を投稿したのは、故意に「適切な表示をしなかった」ものと認定する。

## ウ. 行為の悪質性の程度について

前提として、本件における「盗用」は、自身が主査を務めた学生の修士論文について、 その大部分を、そのまま流用したものである。修士論文が、一般の公刊物とは異なり、 他者の目に触れる機会がほとんどなく、それを流用した場合にも発見されにくいという 性質を有していることからして、本件「盗用」については、行為自体の悪質性を軽視 することはできない。

これに対して、本件「盗用」の悪質性を減じうる事情としては、当該教員が、先行 論文の使用につき、一応、先行論文著者の了解を取ろうとしている点が挙げられる。

しかし、当該教員が先行論文著者に対して、真摯に使用許諾を得ようとしたものとは 認められないため、先行論文の著者に全く無断で盗用した事例と比べれば、一定程度 悪質性は低くなるとはいえても、本件において、被告発者が一応の了解を取ろうとした 点は重視すべきではなく、本件「盗用」の悪質性は低いものとはいえない。

## エ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響の程度

調査対象論文は本学学術リポジトリにおいて公表されている。学術リポジトリはオープンアクセスではあるが、調査対象論文の閲覧回数やダウンロード回数が、他の論文のそれらと比較しても、特段多いとは言えず、その意味で流通範囲は狭く、社会的影響も少ないといえる。

また、研究の進展についての影響であるが、全体を通して、独創性や新規性は見出されず、先行論文の後半部分で論じられている個所についての示唆や具体的提案もなく、 後発論文や後発研究に影響を与えるものではないと思料する。当該分野の研究の進展へ の影響は小さい。

### 4 不正の発生要因と再発防止策

## (1) 発生要因

本件「盗用」の動機として当該教員が本調査委員会に述べたのは、先行論文が、非常に良い論文であったが、先行論文著者が、自身の名前で論文を発表する意向がないということであったので、自分の単著として公表して形に残したかった、とのことであった。

この点、当該教員としても、本来であれば、先行論文著者との共著とすべきであり、 それが叶わない場合であっても、先行論文を基にしていることを適切に表示すべきであっ たこと自体は認めており、そのような対応が必要であったこと自体は理解していたところ である。

したがって、本件「盗用」の発生要因としては、当該教員の個人的資質によるところが 大きいものと考える。

なお、関西大学では文部科学省から示されている「研究活動における不正行為への対応 等に関するガイドライン」に基づき制定した「研究活動における不正行為に関する取扱 規程」により、研究倫理研修の受講を規定している。関西大学の研究倫理研修は、原則と して全研究者を対象に5年毎の受講を実施しており、当該教員も受講している。

#### (2) 再発防止策

- ① 当該教員は、論文投稿以前に研究倫理研修を受講していたにもかかわらず、修了生の 論文について正しい公表を行っておらず、研究公正への意識が著しく欠けていた。 当該教員に対して、今後研究倫理研修について、3年間、毎年の受講を義務付け、 受講しない場合は、学内研究費及び競争的外部資金等すべての研究費への申請及び 使用を認めないこととする。
- ② 機関としてもさらに研究者における研究倫理の理解の定着に配慮する必要があることから、別途研究倫理に関する勉強会(講演会)等を企画し、不正の発生した学部教員で受講してもらうとともに、それ以外の学部での研修にも活用する。
- ③ 学部長・研究科長会議等において、各学部・研究科に改めて研究倫理についての遵守 の徹底を依頼し、各々の教授会等を通じて全教員に周知する。
- ④ 研究不正を防止する啓発チラシを作成の上、研究者に配付し不正防止への意識付けを 行う。
- ⑤ 今回不正の発生した刊行物について、今後論文投稿時に、掲載依頼があった者に対し、 盗用等の不正行為がないことの確認をしてもらうよう、論文発行機関へ依頼する。

### 5 その他

(1) 当該教員からの不服申し立て並びに申し立てへの対応

当該教員から、2021 年 9 月 30 日に不服申立書が提出されたが、同年 10 月 5 日及び 15 日に本調査委員会を開催し、再調査は行わないとの判断をした。

(2) 論文の取下げ等(取扱規程第24条第3項)

取扱規程第24条第1項に基づき当該教員に対し、調査対象論文の取下げを勧告したが、 同条第2項に基づく、被認定者からの勧告に応ずるか否かに関する意思表示はなかった。

(3) 関係者の処分

今後、関西大学職員懲戒規程に基づき、判断が下される予定である。

以上